

居場所を求める若者たち

——日本、タイ、米国の、制度の狭間にいる子ども・若者支援に向けた一考察——

齋 藤 百合子

本稿は、「援助交際」や「JK ビジネス」といった商品化した取引に関与したことのある女子高校生など主に未成年の少女たちに焦点を当てる。日本における「援助交際」や「JK ビジネス」は、米務省の各国政府の人身取引対策を評価した人身取引年次報告書では「買春を助長し、若年層が人身取引の被害に遭いやすい脆弱性があること、そして政府はその対策に不十分であること」と指摘され、何等かの対応が求められている (U.S. Department of State 2016:201)。この指摘に対して、日本政府は人身取引対策として、児童買春・児童ポルノ禁止法に基づき、児童ポルノ事犯の取締り、流通・閲覧防止対策、被害児童の早期発見・支援等の諸対策を推進している (内閣官邸 2015:14)。しかし、「援助交際」や「JK ビジネス」に関わる少女たちの多くは、児童買春等の被害者としてではなく、問題行動を起こす非行少女とか、社会規範から逸脱した問題児としてとらえられてきた。彼女たちに対しては「青少年の健全育成に対して影響を及ぼす」との理由で補導が強化されている (警視庁 2016)。

野田は、青少年の非行の背景には、彼女たちをとりまく環境つまり保護者の育児や文化、地域社会、国家の教育や対策などが十分に機能しなかった可能性を指摘している (野田 2002:288)。また高橋は家庭や家族という小集団は個人のウェルビーイング追求の集団であるとともにイルビーイング発生の機関、つまり虐待などの病原の機関でもあることを指摘する (高橋 2002:3-4)。野田や高橋の指摘のように「援助交際」や「JK ビジネス」に関わる少女たちの背景に、家族環境や地域社会、

国家の教育や対策が十分に機能しなかった可能性があるならば、「JK ビジネス」業者を摘発し、「援助交際」や「JK ビジネス」に関わる少女たちを補導するという警察に依存する対応だけでは、この問題を解決することは困難だろう。

「援助交際」や「JK ビジネス」に関わった経験のある少女たちを、非行少女とか社会規範の逸脱者として補導したり、児童買春犯罪の被害者や潜在的な人身取引被害者として保護するのではなく、当事者の少女たちが安心できる「場」、すなわち彼女たちの居場所の形成が必要なのではないか。その「場」とは、それまで十分に機能してこなかったと思われる人間関係や精神的安定、そして働くスキルや機会を得ることができる空間や人の集まりのことである。本稿では、この「場」は民間の中間支援組織 (NGO) が果たしているのではないかと考える。また「援助交際」や「JK ビジネス」に関わった経験のある少女たちのように、安心できる「居場所」を見失う若者は、途上国ではストリート・チルドレン、米国では若年ホームレスとかランナウェイ・ユースと呼ばれる。本稿では、こうした若者と支援する中間支援組織として、日本では Colabo、タイではアーサー・パタナー・デック在団の活動を考察する。そして、とくに就労支援において米国の路上生活や家出少年少女たちに有効ではないかとされるファーフソンの支援可能な社会的事業介入アプローチの適応可能性を検討する。

本稿の構成は次に示す。第1節でまず日本における「援助交際」や「JK ビジネス」の概観を示す。これらが、本来は子どもの買春であるにもかかわらず

らず、あたかも「援助」や「交際」という言葉を使って買春の本質を隠し、女子高生（Joshi Kosei）を商品化していること、また米国務省や国連人権委員会など国際社会がこれらを若年層の買春であるとし、日本社会での買売春を促進していると指摘していることを示す。第2節では「援助交際」や「JK ビジネス」に関わる少女たちに対する社会支援を、米国におけるランナウェイ・ユース及び若年ホームレス支援やタイのストリート・チルドレン支援団体「アーサー・パタナー・デック財団」に対する支援と比較分析する。終わりに、子どもや若者が安心できる場所を提供し、自身や周りの人々（社会）との関係性を構築し、若者の内在する力を引き出すための支援について提言して結論とする。

第1節 「援助交際」、「JK ビジネス」とは何か

第1節では、まず「援助交際」と「JK ビジネス」の意味を検討する。その後、これらの言葉は、子どもを含めた買売春であるにもかかわらずこれを隠蔽するかのような巧妙な表現であることを指摘する。

1. 「援助交際」とは何か

「援助交際」には決まった定義はないが、財団法人女性のためのアジア平和国民基金の助成で5本の援助交際に関する調査研究を行った福富は、援助交際の経緯を次のように述べている。「1980年代に『援助交際』の用語がマスコミに表れはじめた時には、いわゆる性風俗の世界での『愛人契約』を結ぶことを指していたが、1990年代になると女子中学生や女子高校生が、相手方から数万円を受け取り、性的行為を行ったり、デートをすることを指すようになった」。さらに「1990年代には性産業の形態が、デートクラブ、テレクラ、ツーショット、ブルセラショップ⁽¹⁾などと多様化し、男性客のほとんどは性的関係を期待し、売買春目的に利用されていることに加えて、その中で女子中学生や女子高校生が関与するようになった」(福

富 1997) とする。しかし福富は、援助交際は買売春の一形態であるとは断言しない。一方、日本の援助交際を英文で論じようとしたソーラは、「援助」という何かしらの益になる行為をしながらのデート（交際）という意味と実際には性的な関係を期待しているという内容の違いから、この行為を「援助交際」という言葉を英訳することが困難とし、実質的には買売春であるとして enjo kosai Prostitution（「援助交際」という買売春）という表現を使用した（Thollar 2003:2-3）。

「援助交際」という行為の内容は、年上の男性が金品との交換によって10代前半から半ばの年若い女性との性的行為もしくは性的な刺激を与える類似行為を享受することであり、買売春の一形態とも言える。しかし、日本社会ではそれは買売春とは呼ばれない。「援助交際」は年若い少女たちと「交際」し、経済的な欲求を金品で「満たしてあげる援助行為」で、あくまで児童保護法や売春防止法など法に触れない行為と解釈されがちである。また、児童買春を正当化し、合理化した、児童買春行為を享受する側に都合のよい言葉として人為的に、そして恣意的に構築されている。

マスコミは「援助交際」を人権課題としてではなく、「援助」を得る側、つまり彼女たちの自己決定権であるとして、性的な含みを持たせてセンセーショナルにとりあげた（福富 1997:2）。ジャーナリストの藤井は、「援助交際」はあくまで「売る側」と「買う側」の合意で成立しており、根本的に発展途上国の子どもの人身売買とは質が異なっている（藤井 1998:130）と「援助交際」の意味を熟考することなく自論を展開している。

社会学者の宮台真司も、上野千鶴子との「援助交際は売春か」という対談で、「生身とセックスしようとしても相手を見つけれない性的弱者の男性にとって、性的メディアや風俗産業は性的弱者を救済する可能性もある」（上野と宮台 1999=2001:89-90）と述べ、買う側の年上の男性に都合のよい解釈⁽²⁾で説明している。

社会学者の福田は「援助交際」行為に至った少女を逸脱ととらえ個人的、社会的な要因を探ろうとした（福田 2009）。法学や司法に関係する学者

らは、たとえば吉田らの論文「社会的迷惑の研究」のなかで、「非行自体が、強い不適応感を背景としたものというよりは、遊行費欲しさや仲間に誘われてというように、安易な動機のものが多くなってきた」（吉田他 1999）と、「援助交際」を少年の非行であり、社会の秩序を乱す社会迷惑なこととしてとらえている。研究者やジャーナリストらも、センセーショナルな「援助交際」という言葉や現象を当事者へのインタビューも駆使して、当事者の個人的、社会的な要因を理解しようとしている。しかしそこには、非行、逸脱、少女買春被害者などと表象される当事者の少女たちに対する共感や理解は乏しい。非行や逸脱行為に表象される、大人と子ども、男子と女子、善行と非行、社会規範と逸脱という差異の中に生じる力の非対称や「援助交際」や「JK ビジネス」の中で生じている力関係に留意することなく、当事者の少女たちを理解し、支援することは難しい。

2. 「JK ビジネス」と貧困

(1) 貧困の再発見と『難民高校生』

「援助交際」は2016年現在もなくなったわけではないが、とりわけそれがセンセーショナルにマスコミ等に取り上げられたのは1980年代後半から1990年代初頭の日本経済のバブル期だった。1980年代は、自分が中流に属していると考える人が多い「一億総中流」の時代で格差問題は浮上しなかったので、「援助交際」の背景に格差や貧困があることは話題にならなかった。1990年代後半頃から2000年代になって日本社会では格差社会や貧困が社会問題化するようになった。社会活動家の湯浅は2009年に『貧困襲来』を発表し、貧困は自己責任ではなく、政治的、社会的に解決される必要があることを示し、貧困を3つの溜めがない状態であるとの概念を提示した（湯浅 2009）。その3つの溜めとは、「金銭の溜め」、「人間関係の溜め」、「精神的な溜め」である。

子どもと大人の中間に位置する若者に、その3つの溜めがないことを実感した若者のひとりが仁藤だった。仁藤は、自身が居場所を失くし、渋谷を彷徨っていた経験があったので、「援助交際」や

「JK ビジネス」に関わる少女たちにも親近感があった。そして家庭にも学校にも居場所がないと感じて、3つの溜めが乏しい若者を『難民高校生』とし、著書で中高生の現実を描き、大人社会の無理解を問うた（仁藤 2013）。仁藤は、家庭や学校に居場所がないと感じ、子どもや若者を見守る大人のいない状態で生活するようになると、危ない誘惑が生じ、不安や自己否定にさいなまれたという。

ただでさえ家庭や学校に居場所を失くして精神的に傷ついている“難民高校生”たちは、そういう生活を続けるうちに「自分は何をしているのだろう」「これからどうなっていくのだろう」と不安になり、「自分なんてだめだ」と自信を失くし、「精神的な溜め」をも失っていく。私もいつからか、自分や社会に絶望し、死にたいとすら思った。

ずっとこんな生活を続けていても何も変わらないことはわかっていたし、こんな毎日から抜け出したいと思っていたけれど、私にどうすればいいのかわからなかった。（仁藤 2013:11-12）

仁藤は、私立高校を中退し、渋谷等を彷徨っていた時期に高校卒業が認定される高認予備校に入った。そこである牧師との出会いをきっかけに明治学院大学に進学、卒業と同時に2013年に女子高生サポートセンターColaboを立ち上げて、少女たちの相談や支援に従事している。そうした活動経験から、『女子高生の裏社会—「関係性の貧困」に生きる少女たち』で「JK ビジネス」やそれに関わる少女たちの現実を描いた（仁藤 2014）。

次に「JK ビジネス」について見ていく。

(2) 「JK ビジネス」の内容

警視庁は2016年6月に、繁華街を中心に「女子高校生」を商品化した「JK ビジネス」について、有識者による懇談会による『いわゆるJK ビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する有識者懇談会報告書』（以下、「JK ビジネス」報告書）を発表した。その報告書によれば、「JK ビジネス」は法律上の定義はないが、主に女子高校生に、マッ

表1 「JKビジネス」および類似する事業内容

サービスの名称	営業内容	危険性
リフレ	添い寝、ハグ、マッサージなど客に接触するサービスを提供。	個室においてサービスを提供する形態が多く、裏オプションなどの性的サービスが行われたり、従業員が性的被害に遭う事例がある。
散歩	客と散歩したり、観光案内をするサービスを提供。	実際はホテルやカラオケボックスに同伴して性的サービスが行われたり、強制わいせつなど性的被害に遭う事例があった。
見学・撮影・作業所	学校の制服等や水着を着用したり、コスプレをした従業員の姿態や一定の作業をする様子を見せる。あるいは撮影させる。	実際は下着が見えるような姿勢をとらせて当該下着を撮影させることもある。派遣型の「撮影」もあり、派遣先で性的サービスが行われる場合もある。
コミュ	従業員が客と同席し、会話をしたり、一緒にゲームを行うなどのサービスを提供する。従業員が異性の客と親しく会話をするという営業の特性がある。	営業の特性から客が従業員と仲良くなることのできるとの期待が生まれやすく、客からのストーカー行為や児童買春等が行われる危険がある。個室の場合、裏オプションなどの性的サービスが起こりやすい。
カフェ	設備を設けて客に飲食させる営業形態。従業員は通常、厨房業務や接客業務に従事する。	客からのストーカー行為や児童買春等が行われた事例がある。
ガールズバー、ガールズ居酒屋	一部の店舗では従業員が客の性的好奇心をそそる水着又は下着もしくは身体が見える衣服を着用して営業する。	(警視庁の報告書にはガールズバー、ガールズ居酒屋への危険性は指摘されていない)

出典) 警視庁 2016 p6-7 の資料から筆者作成。

サーズ等を行わせたり、会話やゲームの相手をさせたり、屋外で客と一緒に散歩をさせるなどのサービスを提供する営業のことを指している(警視庁 2016)。これら「JKビジネス」やそれに類似する営業内容は表1の通りで、リフレ、散歩、見学、撮影、作業所、コミュ、カフェなど、一見性産業とは無縁であるかのような名称の内容と思わせるさまざまなサービス内容が多様に用意されている。

また先の警視庁の報告によれば、「JKビジネス」では、客が女子高校生と一緒に会話やゲームを楽しんだり、オプション⁽³⁾として腕組みや手をつなぐなどの身体を接触させる行為も個室等で行われ、裏オプションと呼ばれる性的サービスが行われている。警視庁は、「JKビジネス」は福祉犯罪⁽⁴⁾の温床となっていると指摘し、青少年保護育成条

例や児童買春・児童ポルノ禁止法、風営適正化法、労働基準法等の法令違反の事業者を福祉犯罪者として摘発している。こうした摘発状況について仁藤は、2013年12月に「JKお散歩」が摘発対象となると、たちまち「コミュニケーションルーム」、「プレイルーム」(少女と話したりゲームができる)、「こころのお悩み相談室」(少女によるカウンセリング)、「占いの部屋」(少女による占い)など、女子高生と男性をつなぐ新たな形態の「JKビジネス」が誕生していると指摘し(仁藤 2014:226)、摘発と新たな「JKビジネス」営業形態への変化はたちごとであることを示している。

しかし、どんなに福祉犯罪関連で「JKビジネス」が摘発されても、「JKビジネス」は法律上の定義がないため、福祉犯摘発件数にどれだけ「JKビジ

ネス」が含まれているのかは不明である。また、2015年検挙された福祉犯は合計6917人で、そのうちの3.7%にあたる257人は暴力団関係者で児童福祉法違反(37.0%)、風営適正化法違反(24.1%)、青少年保護育成条例違反(10.1%)として関与している(内閣府2016)。しかし、「JKビジネス」に関する明確な統計はなく推測の域を出ない。

さらに、警察庁の「児童虐待及び福祉犯の検挙状況等」統計によると、児童買春事件の送致に関わる被害児童数は、2004年の1325人、2006年の846人、2008年の741人と年々減少している⁽⁵⁾。こうした統計だけでは買春被害に遭う子どもが減少しているように見える。しかし、「JKビジネス」は買春春の規制を巧みにすりぬけて、買春事犯として統計には表われない。そして、潜在的な被害者である少女たちに、被害と認識できないよう「居場所」と「関係」を提供し、一度足を踏み入れると抜けられない状況をつくりだしている。仁藤は、スカウト、店長、オーナーという3つのポジションの「JKビジネス」事業者らが、巧妙に少女たちを絡めとり、強制ではなく、自らが率先して働いているように感じさせる仕組みを記している。その仕組みは次のようなものである。少女たちの話を聞き、励まし、褒めて関係性を構築して居心地のよい居場所を提供する、リーダーとなりそうな少女にはとくに目をかけて育て、他の少女のまとめ役や監督を任せ、少女たちが過ごしやすいルールを自分たちで作らせる、客が喜ぶオプションを考えるなど店の運営に関わらせ、やりがいやプロ意識をもたせる等である。そのほか、学習支援や金銭管理ができない少女への貯金代行などを行うこともあるという(仁藤2014:232-234)。

3. サイバー補導の問題点

「JKビジネス」への対応については、①悪質な営業者等の検挙、事業者の届け出などの管理、②「JKビジネス」に関与した18歳未満の少年および18歳以上20歳未満の高校生等(高校、中学、専修学校、通信制サポート校やインターナショナルスクールなどの各種学校に在籍する者)の健全育成を目的とした補導、③青少年の健全育成のた

めの社会環境の整備、の3つのアプローチが「JKビジネス」報告書で指摘されている。とくに③の社会整備の側面では、「家庭、学校などに居場所を無くした青少年にとって、JKビジネスが居心地の良い場所とならないよう、関係者が連携し、青少年を見守りながら、青少年の居場所づくりのための必要な施策を実施していく必要がある」と記されているが、具体的な施策の提言は記されていない。

ここでは「JKビジネス」や「援助交際」に関わる少女たちが対象となる補導について見ていく。少年補導は、『少年警察活動規則』(2013年改正)に基づき、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図る目的の警察活動である。近年、インターネットに起因する犯罪や被害が増加していることから、従来の街頭補導だけでは少年の福祉犯被害を防止できずその対策が急務とされていた。そのため、警察庁は2003年通達第143号「サイバー補導の推進について」を发出し、ネット上のパトロールと言えるサイバー補導が実施されるようになった(矢作2014:113-114)。サイバー補導とは、「インターネットの利用に起因する福祉犯被害から児童を保護するため、児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して注意・指導すること」である。警察庁はサイバー補導によって少女を補導し、保護者である親に連絡して、少女の親から感謝されたことを効果的事例として紹介している⁽⁶⁾。警察庁が2015年に発表した「サイバー補導の現状と今後の取組みについて」によれば、2013年と2014年の2年間にサイバー補導された児童(13歳から17歳)は597人、18歳と19歳までの高校生等は101人だった。児童の内572人(95.8%)が少女、25人が少年男子で、サイバー補導された児童の6割は非行・補導歴がなかった。

しかし、サイバー補導は次の3つの点で問題がある。1つは、サイバー補導はおとり捜査である。おとり捜査は犯罪を誘発させる可能性もあることから基本的な人権を侵害しているとされてきた。しかし2004年7月12日の薬物犯罪に関するおとり

捜査をめぐる、最高裁判決は「通常の捜査方法のみでは当該犯罪の摘発が困難である場合に、機会があれば犯罪の意思があると疑われる者を対象におとり捜査を行うことは許容される」とした⁽⁷⁾。摘発が困難な犯罪に関しておとり捜査が許容されるならば、児童買春という犯罪の摘発は、児童の補導ではなく児童の性を買う側の摘発が、促進されるべきだ。米国では児童ポルノや児童買春対策として、インターネット上でおとり捜査を行い、買う側の摘発をおこなっている（宮木 2012）。しかし、日本では買う側の摘発におとり捜査はなされず、少女たちが補導されている。

2つ目の問題は、補導対象となる児童に「不良行為少年」、つまり社会規範から逸脱して社会風紀を乱すというラベルを貼って、あたかも犯罪者予備軍としての扱いをしていることである。しかし、そうした少女たちの行為の背景には機能不全家族や学校でのいじめや差別、また安心した居場所として感じられない家庭や学校、地域社会の課題が推測される。少年警察活動規則では、第14条で「必要に応じ、保護者（学校又は職場の関係者に連絡することが特に必要であると認めるときには保護者および当該関係者）に連絡をするものとする」（下線、筆者）、第15条2項で「触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可逆性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することにかんがみ、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、少年の心情と早期の立ち直りに配慮しなければならない」（下線、筆者）などと、一定の配慮が記されている。しかし2013年の警察庁通達「サイバー補導の推進について」では、現場で接触して補導した場合、18歳や19歳であっても「保護者に対し、当該少年の不良行為の事実を連絡の上、必要な監護又は指導上の措置を促すこと」と、家庭での虐待や機能不全家族の可能性はまったく考慮されていない。それどころか、こうした児童および18歳、19歳の非行行為の監督責任は、家庭の問題と帰されてしまっている。また、サイバー補導された児童の6割は非行・補導歴がない。こうした児童の

行為に対して、保護者や学校関係者に連絡することは、児童にとって大きな心理的、社会的制裁にもなりうる。少女の心情をかんがみて早期の立ち直りに配慮するには、連絡する家族が機能しているかどうか（機能不全家族や虐待があるか）、学校関係者との関係性の有無など、十分に当該少女の心理や環境に配慮すべきであろう。

3つ目は、こうして補導した際の、その後のケアの問題である。サイバー補導された児童の6割は非行・補導歴がない。補導が青少年の健全な育成を目的とするならば、訓戒、指導など懲罰的な対応ではなく、まず安全と安心を当該青少年に与える対応をとるべきであろう。とくに子ども期に虐待的な家庭環境にあった青少年の心的外傷や性的搾取や性的被害がある場合には特別な配慮が必要⁽⁸⁾だし、それらの兆候を対面で察知するスキルや能力向上も現場の担当官に求められよう。また、サイバー補導された少女たちに対して、官民のカウンセリングや相談電話番号や窓口を紹介するなど、社会福祉や職業斡旋、職業訓練に関する情報など社会資源を提供することができよう。

しかし、現実は今でも、インターネットでひとときの居場所を求める少女たちを自らの性欲処理という目的のために買う側は闊歩し、サイバー補導された少女たちは親が呼び出され、社会的なケアがないまま放り出されている。

4. 国際社会の反応

日本社会で「援助交際」や「JKビジネス」と呼ばれているこうした状況を、国際社会はどのように見ているのか。米商務省が毎年発行している人身取引年次報告書および2015年に来日した国連人権委員会児童買春と児童ポルノに関する特別報告者による報告では、どちらも「援助交際」や「JKビジネス」を子どもの買春もしくは買春を促すものと厳しく見ている。

(1) 米商務省人身取引報告書

米商務省は、自国の人身取引被害者保護法（Trafficking Victims Protection Act, TVPA）内容を評価軸として、米国の人身取引対策と同じレベル

で対策を講じている国を第1階層、そのレベルに満たない国を程度に応じて第2階層、第3階層と評価している。また第2階層と第3階層の間には監視が必要な国としての評価があり、この評価が3年継続すると、第3階層に自動的に低下する。

日本は、先進国の中で唯一の第2階層として人身取引対策が位置付けられている。報告書では、「援助交際」や「JKビジネス」などが日本の若年層（とくに貧困状態にある若者や精神障害がある若者を標的として）の買売春を助長していること、これらの行為が子どもの買売春に密接に関連していること、それらの買売春が人身取引⁽⁹⁾の被害者を生み出していること⁽¹⁰⁾が明確に指摘されている。

(2) 国連人権委員会児童買春と児童ポルノに関するブッキキオ特別報告

国連児童の売買・児童買春・児童ポルノに関する特別報告者のブッキキオ氏は2015年10月19日から26日まで東京、大阪、兵庫（川西市）、沖縄（那覇）で調査を行い、2016年3月に報告書を国連に提出した。報告書では、とくに「JKビジネス」が少女たちを簡単に性的な搾取にいざなう危険があること、また「JKビジネス」の実態が把握されていないことを指摘していた。その他、まんがやアニメにおいて児童ポルノ的な表現がなされていること、秋葉原などでエンターテインメント産業の中に「着エロ」など児童虐待につながるものが用いられていること、インターネットでの児童ポルノについては法規制を逃れていること、強制的なAV出演、リベンジポルノなど、女性や子どもをとりまく児童の人身取引、児童買春、児童ポルノにつながる事象への懸念も記していた。さらに日本での児童買春や児童ポルノの要因として、ジェンダー差別や子どもを商品化して扱うことに対する日本社会の寛容さがあること、「JKビジネス」を促す要因に子どもたちの消費文化の浸透とともに、人間関係や社会スキルなどが未熟であること、高い失業率や経済的困難は家族の紐帯を弱くし、子どもの性的搾取に対して家族は脆弱であることも指摘した⁽¹¹⁾。

第2節 居場所がない若者たち—ストリート・チルドレン、ランナウェイ・ユース

前節で「難民高校生」は家庭や学校に精神的、物理的のどちらか、あるいは両方の意味で居場所がない高校生もしくは若者との意味と記した。「居場所のない若者たち」を日本以外の他の地域で鳥瞰するならば、ストリート・チルドレンやランナウェイ・ユース、また若年ホームレスも「居場所がない若者」との共通項があると考えられる。まず、これまで主に途上国でその存在が取り上げられることが多かったストリート・チルドレン、次に米国でのランナウェイ・ユースと若年ホームレスを比較の対象としてとりあげる。

(1) ストリート・チルドレン

① ストリート・チルドレンの定義

ストリート・チルドレンを示す定義はない。しかしユニセフは『世界子供白書2006』において、次のような特徴を挙げている。公共の路上や広場などで暮らし、働く姿は物理的には目につきやすい存在であるにも関わらず、無視され、疎まれ、教育や保健ケアなど公共サービスから排除されることが多い。またほとんどのストリート・チルドレンは孤児ではなく、多くは依然として家族との接触があり、家族の所得のために路上で働く。その他は、家出をしており、心理的・身体的・性的虐待を受けたことが原因であることも多い。大多数は男子である。女子は、家庭での虐待や搾取状況を男子よりも長期間耐え忍ぶためと考えられている。路上で生活するようになった子どもたちはあらゆる形態の搾取・虐待を受けやすくなり、子どもの権利条約に書かれた理想の子ども時代とかけ離れたものとなる可能性が高い（ユニセフ2006:40-41）。

しかし、「ストリート・チルドレン」という言葉は一種のレッテルとして用いられ、偏見をもたらし、一般社会から忌まわしい存在、脅威や犯罪行動の源として見られやすくなることが懸念されている（ユニセフ2006:40）。またストリート・チルドレンは、主に途上国の都市に居ると考えられて

いるが、実際は先進国の都市でも路上で過ごしたり、暮らしたりする子どもたちが存在する。国際人道問題独立委員会は、ストリート・チルドレンを、①路上で過ごす子どもたち—保護者があり、家族を助けるために路上で働く、②路上で暮らす子どもたち—親との関係はわずかながら維持しているが、ほとんど戻らない。③路上で暮らす子どもたち—孤児または捨てられた子どもたち（国際人道問題独立委員会 1998）と、子どもと親との関係を基に分類している。近年ベトナムのハノイで活動するブルー・ドラゴン子ども財団では、増加している家出少年らをストリート・キッズと呼んでアウトリーチ支援、職業支援などを行っている。そしてストリート・キッズを次のように説明している。

「危険な状態だが生きるために路上で暮らし、働く子どもたち。ある割合の子どもたちは家庭での児童虐待やネグレクトが原因で、またある子どもたちは家を追い出されて家を出た。子どもたちは仕事に就けるときもあるが、収入を得るために物乞い、セックスワーク、窃盗や麻薬販売などをすることがある。ギャング、暴力、人身取引のブローカーなどは子どもたちを危機に陥れる。それらの危険を避けるために、木の上に寝たり、他の子どもとお金を出し合っでゲストハウスで寝泊まりする。劣悪な生活環境や常時空腹のため病気に罹ることも少なくないが、路上に住む子どもたちが医療ケアを受けることはむずかしい」(Blue Dragon Children's Foundation HP⁽¹²⁾ “Who are street kids?”)

複数子どもたちが、ギャングや人身取引のブローカーから誘われる危険だけでなく、警察の摘発もおそれているために、持ちよりの金でゲストハウスを借りていることは、北部タイのアーサー・パタナ・デック財団でも同様に聴かれた⁽¹³⁾。さらにアーサー・パタナ・デック財団（英語名 The Volunteer for Children Development Foundation）での聞き取りによれば、白人の男性が買春目的で、少年のために部屋を長期間借り上げた。少年たちは、借主の白人の男性が来ない時は仲間たちを呼

んで一緒に暮らしていたという⁽¹⁴⁾。

(2) 米国のランナウェイ・ユースおよび若年ホームレス⁽¹⁵⁾

① 支援制度

米国では、1970年代初頭まで若年ホームレスや家出した若者を示すランナウェイ・ユースは支援制度からこぼれおちていた存在だった。児童虐待は児童福祉の対象、犯罪を犯した青少年は少年司法制度の対象とされていたが、若年ホームレスや家出した若者を示すランナウェイ・ユースの行為は「ステイタス・オフENSE」とされ、児童福祉や少年司法制度の対象にもならなかった。「ステイタス・オフENSE」とは、家出、不登校、夜間外出など、大人であれば犯罪とはならないが未成年であるために不適切な行動とされる行為のことである。家出して路上など不安定な場所で暮らす若者たちに対応するため、司法・非行防止法として家出少年らを支援するため、またこうした若者が社会の構成員となるような支援を可能とする法律を米国では1974年にランナウェイ・ユース法として制定した。その後、1977年、1988年、1999年、2003年、2008年と改正され、NGOなど中間支援組織に資金を助成して当事者へのアウトリーチが可能となるさまざまなプログラムが実践されている。それらは危機ホットライン、ドロップインセンター（緊急避難所）の開設、家族再統合、居住移行サービスにはじまり、精神保健カウンセリング、教育／職業訓練、健康管理、長期的に居住できる住宅の提供などのプログラムが、官民の連携、協力で実践され、支援制度が整いつつあった。しかしこうしたアウトリーチプログラムは、若年ホームレスらの社会的不利を改善し、健康や住居の基本的欲求のニーズを満たすことができても、路上生活から離れて経済的にも社会的にも、もう一段ステップアップするような行動には移行できていなかった。とくにリスクの高い若者に対して、メンタルケアと組み合わせられ、市場にも対応していける職業スキルを提供していく必要があった（Ferguson 2012:151-152）。

ソーシャルワークの研究者で、かつ南米や米国

で複数のホームレスやランナウェイ・ユース支援実践経験があるファergusonは、2009年から2011年まで全国メンタルヘルス協会の助成を得て、社会的事業介入（Social Enterprise Intervention, SEI）モデルを考案した⁽¹⁶⁾。ファergusonは、ランナウェイ・ユース及び若年ホームレスへのアウトリーチアプローチは従来の治療的なソーシャルワークであると批判的に分析し、その限界を超えるために、このモデルに開発的ソーシャルワーク⁽¹⁷⁾を援用した特徴がある。SEIモデルはメンタルケアなど複合的な支援を組み合わせ、当事者は支援される者としてだけでなく自ら地域で起業し、貧困から抜け出し、経済的利益を求めるものだった。

② 社会的事業介入モデル

路上の若者たちに対する社会的事業介入アプローチの特徴は、精神保健⁽¹⁸⁾と組み合わせられていること、地域での小規模ビジネスを起業することである。そのためビジネススキル（マネジメントや会計など）が即座に活用できること、また地域の人々の反応が見えて大人社会との接点や関わりを持つことを促すなどの利点がある。さらに、ファergusonは、社会的事業介入アプローチが若

者の内在化している資質を伸長することができるとする。若者の内在化した資質とは、学ぶことへの関わり、社会的能力、肯定的な価値観やアイデンティティである（Ferguson 2012:158）。表2は、社会的事業介入のアプローチを4段階にわけて記述したものである。

ファergusonはSEIの事例をいくつか紹介している（Ferguson 2010:161）。たとえば元若年ホームレスだった若者らが設立したホームボーイ・インダストリーは、NGOとしてカウンセリング、教育、職業訓練などを行っているほか、カフェの運営、ホームページで菓子やTシャツなどの衣類を販売している⁽¹⁹⁾。また、アシュブリー・イメージは、衣類へのシルクスクリーンなどの製品化と販売を通して非営利社会的事業を運営している⁽²⁰⁾。

しかし、ナショナル・ランナウェイ・スイッチボードが行った調査研究では、ランナウェイ・ユースはヒスパニックや黒人など、人種的マイノリティが高い割合を占めている（Benoit-Bryan 2011）と報告している。よって、人種的な差異、男性と女性の差異、また過去の心的外傷の影響の大小による違いなど、社会的企業介入アプローチは一律の効果ができることは保証されない。また経

表2 社会的事業介入（SEI）アプローチの段階と特徴、そして目的

段階	特徴	目的
I. 職業スキル習得 (4 か月)	路上の若者が少人数で専門家からスキルを習う。	1. 仲間と職業スキルを習得 2. 仲間との信頼関係を構築
II. 小規模ビジネススキル 習得 (4 か月)	小規模事業に必要な会計、予算、マーケティング、マネジメントなどビジネススキルを学ぶ。地元の大学生の支援を得る。	1. ビジネススキルの習得 2. 事業計画の策定 3. 地元での市場調査の機会
III. 商品開発と販売 (12 か月)	目標とする商品開発と販売を実践する。販売のために自らウェブサイトを立ち上げる。顧客に対応する。	1. ビジネススキル活用の機会 2. 目標を設定し、自活のための販売を 実践
IV. 臨床対応（I～IIIを 通して）	全期間、毎週 SEI ソーシャルワーカーに会い、評価、自己確認、ニーズや目的の再確認など振り返りを行う。SEI ソーシャルワーカーは、面接や認知作業を通して励ます。	1. 若者とソーシャルワーカーが目標や ニーズを確認 2. ソーシャルワーカーが若者のメンタル ヘルスを評価 3. 若者の経過を追跡

出典) Ferguson 2012 p157 より著者作成。

済的な効果を追求するこのアプローチは、経済不況や災害など予期しない災難に巻き込まれるリスクも抱えている。こうしたリスクにどのように対応し、どのようにセーフティネットを構築していくのかは検討の余地がある。今後の社会的事業介入アプローチの課題であろう。

(3) 比較分析

① 米国のランナウェイ・ユースや若年ホームレスへの対応

米国では、児童福祉と少年犯罪の狭間にあった若年ホームレスの若者に対して、リスクの高い路上生活から移行して一般社会の構成員となるためのランナウェイ・ユース法が制定されていると前述した。ここでは米国のランナウェイ・ユースや若年ホームレスへの対応（支援）を、マクロレベルの「政策」、メゾレベルの「中間支援組織」もしくは「地域社会」、マイクロレベルの「仲間」、「個人」、「家族」に分けて考えてみる（図1）。

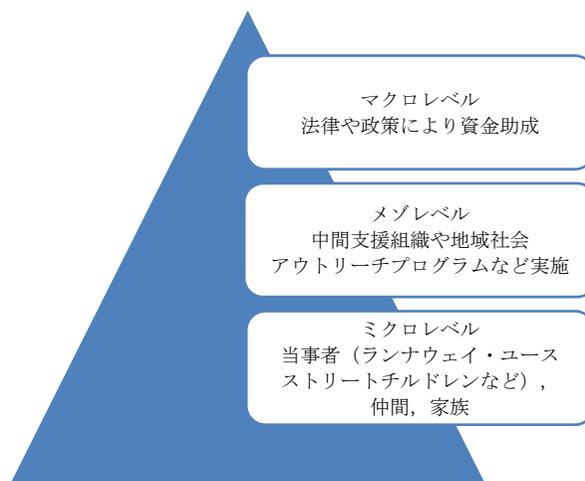
まず、マクロレベルでは法律や制度によって政策や施策が策定され、予算が用意され、その予算はメゾレベルの中間支援組織に資金助成される。そして、その中間支援組織はアウトリーチの諸プログラムを実施して路上の若者のニーズに対応す

る。その支援の流れは、マクロレベルからメゾレベルを通してマイクロレベルへという上から下への方向である。米国では、中間支援組織をうまく活用した支援的な政策環境が形成されている。しかし路上の若者の当面のニーズを満たす支援は、若者の内在化している資質を引き出し、伸ばすことができないという課題があった。その課題に対応するために社会的事業介入というアプローチが、マクロレベルの支援を引き出し、マイクロレベルへの効果的な介入モデルが研究者で実践家のファーグソンから提起された。

② タイのストリート・チルドレンへの対応

では米国の社会的事業介入アプローチに対し、タイではどのように対応しているのだろうか。米国のランナウェイ・ユース及び若年ホームレス支援のSEIモデルに沿ってタイのストリート・チルドレンを分析する。メゾレベルの中間支援組織には、北部タイの都市チェンマイでストリート・チルドレンの支援活動を行うアーサー・パターナー・デック財団を、支援される側の子どもたち（元ストリートチルドレンを含む）を取り上げる（図2）⁽²¹⁾。

図1 米国のランナウェイ・ユース及び若年ホームレス支援



出典) 著者作成

<マクロレベル（政策）>

タイには米国のランナウェイ・ユースや若年ホームレス法にあたる直接的な法律はないが、人身取引対策や児童労働、また外国人児童の教育などの子どもに関する政策がストリート・チルドレンにも影響を及ぼしている。タイの人身取引対策の法整備としてはまず 1997 年に女性と子どもの人身取引禁止法が制定された。その後 2008 年にタイで包括的な人身取引禁止法が成立した。2008 年の人身取引禁止法第 4 条に示された「搾取」において、次の行為が例示されている。「売春、猥褻な物品の生産、公開若しくは紹介から利益を得ること、その他の形での性的な事柄から利益を得ること、奴隷化、他者に物乞いをさせること、強制的な労働やサービス、売買を目的とした強制的な臓器摘出、又は強制的搾取となるようなその他の類似行為から利益を得ること」、である（芝原 2009）。18 歳未満の子どもに人身取引の被害が認められた時には「保護」の目的でシェルターに送られ、一定期間収容される。タイは人身取引対策において、米務省の人身取引年次報告書で 2014 年、2015 年と最低ランクの第 3 階層と評価されており（U.S. Department of State 2016:364）、近年は人身取引対策が強化された。とくに近隣諸国の CLM 諸国（カンボジア、ラオス、ミャンマー）からの移民が、経済的により発展しているタイに流入しており、その子どもたちが人身取引被害に遭いやすいと考えられることから、被害防止のためのパトロールや、路上生活する子どもたちを人身取引防止もしくは「保護」と称して公的施設へ収容することが増えている。路上で生活することが多かったストリート・チルドレンは、摘発や「保護」という名の収容を恐れて、路上ではなくゲストハウスの部屋を共同で借りるなどその生活スタイルが変化してきている。

一方、増加する CLM 諸国からの移民の子ども教育に関して、タイ政府（教育省）はタイ国籍や正規の在留資格をもたない子どもにもタイ人の子どもと同じく義務教育を与えることを規定した。この規定により、タイ国籍をもたない、もしくは正規の在留資格がないストリート・チルドレ

ンの子どもでも教育機会を得ることができるようになった（Premjai 2011:5）。

<メゾレベル（中間支援組織—アーサー・パタナー・デック財団）>

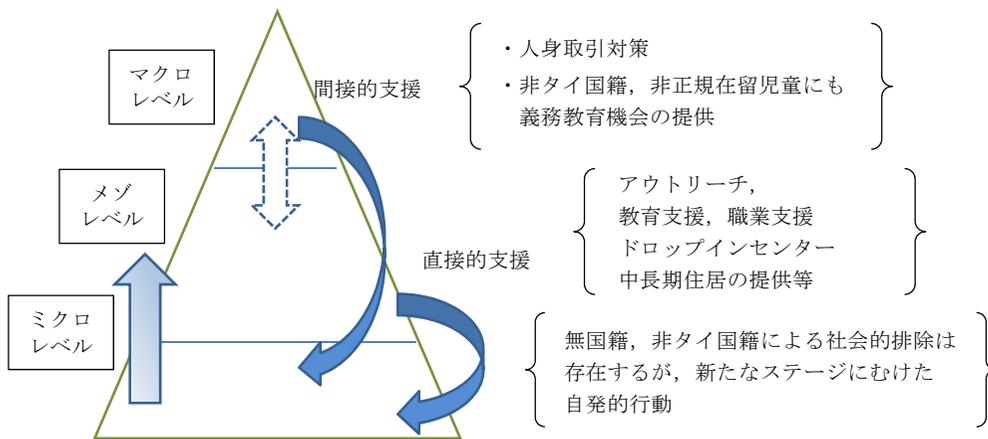
アーサー・パタナー・デック財団は 1997 年に、当時大学生だったアヌチョン・ホーンソンによって、ユニセフの支援を受けて設立された。目的は、子どもたちが質の高い生活を送れること、また子どもたちが自らの権利を認識し、危険なことから回避できることであった。2005 年に財団化し、現在は、チェンマイ市内にアウトリーチ活動の一環である「ドロップインセンター」と子どもたちが手作りした手工芸品を販売する社会的事業「ドー・デックギャラリー」と、チェンマイ郊外の中長期の住居支援となる「子どもの家」をスタッフ 3 名およびボランティアで管理運営している。

タイのストリート・チルドレンの特徴は、ミャンマーなど近隣諸国からの移民の子どもやタイの山地民の子どもが多いことである。その中にはタイ国籍だけでなくミャンマー国籍もない無国籍状態や在留資格をもたない子どもも少なくない。幼少の頃に母親と共にミャンマーからタイに移住して花売りなどを経験し、その後、移民の親から離れて、すでに路上で生活していたさまざまな背景をもつストリート・チルドレンのグループに加わっていくというパターンが多い。

同財団の支援を受けた子ども・若者たちは、地元和学校と交渉の上、義務教育を無償で受けることが可能だ。しかし、タイ国籍がないので学校でどんなにいい成績をとっても奨学金授与対象者になれない、どんなにサッカーがうまくてもチームの選手として公式試合に出場できないなど、不利益を被っており、学習意欲や自己尊厳の低下につながることも多い。また、タイに正規在留資格なく滞在している親とともに、摘発を逃れて複数の引っ越しと転校を繰り返し、いじめを経験した子どももいる。

同財団でアウトリーチや学習支援⁽²²⁾、職業スキル（手工芸スキル、ビジネススキル）支援、起業支援など、支援された子どもの中には「勉強をし

図2 タイのアーサー・パタナー・デック財団におけるストリート・チルドレン支援



出典) 筆者作成。

たい、「しっかり将来のことを考えたい」、「働きたい」、「財団のスタッフとなって運営を助けたい」と自発的に考え、スタッフのサポートを得ながら行動に移している者もいた。このような子ども・若者たちの変容が認められるものの、ファergusonが提唱している社会的事業介入のⅡの実践的なマーケティングや会計などのビジネススキル、Ⅲの商品開発と販売の活動は十分ではない。これは財団のキャパシティ（資金およびマンパワー）の課題でもあるが、こうした中間支援組織を資金的にも支えるマクロの支援的な政策環境も脆弱である。マンパワーは不足しているが、スタッフは大事に細かく子どもや若者を見ており、信頼関係を確立して精神的には質の高い支援が行われている。そのことは、子ども・若者の独立・自立しようとする精神的な力を伸ばすことにもつながっているとと言えるだろう。

財団と行政との関係は、必要なときには協力しあうが、ときに子どもへの対応をめぐる意見が対立することがあるといい、関係は希薄である。

アーサー・パタナー・デック財団は、直接的なマクロレベルのストリート・チルドレン支援は限定的だが、メゾレベルで脆弱性がある外国人の子ども・若者を保護し、支援する経験が蓄積されつ

つある。

③ 日本における「援助交際」、「JKビジネス」等に関わる居場所がない子ども、若者に対する支援

ここまで米国とタイでの居場所がない、もしくは路上で暮らしたり、働く子ども・若者に対する支援を見てきた。日本では、「援助交際」、「JKビジネス」に関わる子どもや若者を特定する言葉は限定的にしか存在しない。「援助交際」、「JKビジネス」に関わる子どもは、家庭や学校での居場所を見いだせずに、中長期的な家出状態もしくは外泊を繰り返しても、ランナウェイ・ユースと呼称されることはない。また、居場所がなくて路上で生活することはしないため若年ホームレスとかストリート・チルドレンと呼ばれることもない。米国で1970年代にランナウェイ・ユースを「ステイタス・オフense」と認識していたような、少年犯罪と児童福祉など既存の制度の狭間にあるという認識もされていない。ゆえに、マクロレベルでの、日本の政策では、非行行為を行う子どもとして補導やサイバー補導の対象となるか、性に関するサービスを提供する逸脱した行為を行う要保護、要矯正の対象の子どもどちらかとして扱わ

れる。むしろサイバー補導は、子どもの「性を買う」意図のある買う側の行為を不問にして、「不適切な書き込みをした」子どもや若者が一種の懲罰的な補導がなされ、これまで補導歴がない子どもに対しても、子どもの気持ちに寄り添ったケアはなされてこなかった。政策などマクロレベルで日本の「援助交際」、「JK ビジネス」等に関わる子どもを見るならば、制度の狭間に陥っている10代、20代の子ども・若者に対する政策は手つかずの状態であると言えるだろう。

また、中間支援組織などのメゾレベルを見ると、仁藤が主宰する女子高生サポートセンター「Colabo」など、「援助交際」、「JK ビジネス」等に関わってしまう若者たちへのアウトリーチを含めた活動がある。そのほか「Colabo」では、当該少女たちに精神的に寄り添うだけでなく、現実的に調理実践や支援物資の整理・管理等を通して生活スキルの向上をめざし、積極的に当事者同士が互いに助け合うピアサポートを促進している。また緊急シェルターだけでなく、中長期シェルターの準備、自立のための居住に関わる行政との交渉を行うほか、将来を見据えた職業スキルを得るための支援を、料理家、美容師、ネイルアーティストなどプロフェッショナルな技能をもつ専門家の支援を得て実施している。しかし、団体の管理運営および活動継続のための資金調達、政府からの助成はなく主宰者の自己努力が求められている。

Colaboは2016年3月に、民間の助成金を得て、メンバーの女子高校生3人を引率してタイのアーサー・パタナー・デック財団を訪れた。そして、自活に向けて農業や大工仕事に励む元ストリート・チルドレンの20歳前後の若者と交流をした。言葉もそれぞれが生きてきた経緯や経験も異なるふたつの団体につながる若者たちの交流を通して、異文化に触れ、他者の存在が自らのアイデンティティを再確認させ、自分をとりまく社会や世界の広さや多様性の認識につながった。つまり、メゾレベルの中間支援組織が、ミクロレベルの当事者の気づきや変容を促進したと言える。

おわりに

本稿では、児童買春のリスクが高い「援助交際」や「JK ビジネス」に関わる日本の少女たち、隣国ミャンマーからタイにやってきたストリート・チルドレン、そして米国の若年ホームレスやランナウェイ・ユースと呼ばれる若者に対する支援について考察した。米国では若年ホームレスやランナウェイ・ユースの問題に対応し、こうした若者が社会の構成員となるような支援を可能とする法律を1974年にランナウェイ・ユース法として制定し、その後何度も改正され、支援が継続している。また、同法で支援を受ける中間支援組織は、起業を通して社会統合を促す社会的事業介入アプローチも実践されていた。

一方、日本では「援助交際」や「JK ビジネス」は児童買春とはとらえられにくく、関わる少女たちは少女買春や人身取引の潜在的被害者として対応されず、非行少女もしくは社会規範の逸脱者として補導の対象となっていた。しかし、こうした少女たちに中間支援組織である「Colabo」が、当事者が安心できる「場」を提供していた。

また、タイではタイ国籍を持たず限定的な滞在許可しかないストリート・チルドレン等に対して、中間支援組織である「アーサー・パタナー・デック財団」がチェンマイの路上でアウトリーチしながら、安心できる場を提供し、教育、職業スキル、起業などの分野での支援を行っていた。ストリート・チルドレンとして支援された子どもたちが成人していくためには、職業支援が課題であった。

子どもの権利条約の前文に「きわめて困難な条件の下で生活している子どもが世界のすべての国に存在しており、これらの子どものには特別な配慮が必要である」と記されている。貧困や格差の問題は途上国だけでなく、先進国と言われる国の間でも大きな社会問題である。そして、そうした貧困や格差のしわ寄せをもっとも被るのは子どもや若者だ。精神的な、金銭的な、そして人間関係の「溜め」がない子どもや若者が安心できる居場所を提供し、子どもや若者が内在している資質や能力を引き出し、発展させ、本人も周りの人々（社

会)もその関係性の中で、人としての権利を尊び、尊ばれながら暮らしていけるウェルビーイングが実現する責務が大人の側にある。

若年ホームレス、ランナウェイ・ユース、ストリート・チルドレン、居場所のない子どもたち、さまざまな呼称があるが、いずれも思春期で、親から独立して人間関係を形成して社会的自立をはかる過程で、何らかのつまずきの状態にある若者たちである。この若者たちを、非行や逸脱とラベリングするのではなく、彼女たちひとりひとりの価値を見出していくことが必要だろう。その上で、子どもの人権が確保される政策や制度が政府などマクロレベルで策定され、また NGO や社会的企業など中間支援組織がメゾレベルで活動し、そしてピアサポートなどマクロレベルでの支援、そしてマクロとメゾをつなぎ、メゾとマクロをつなぐ情報共有やネットワークがますます重要になるだろう。

注

- (1) テレクラ、ツーショットは、いずれも電話で男女がおしゃべりをする機会を与えるものであるが、男性客のほとんどは性的関係を期待し、売買春目的に利用されている。ブルセラショップは女子中学生、女子高校生の下着などを売買する店をいう(福富 1997:1)。
 - (2) 宮台は、「援助交際」を行う大学生のインタビューの語りから「売買春の実現についての情報公開の必要性」や、「心の通じない関係こそが「居場所」になる」などの解釈をしている(宮台 1998)が、インタビューの際に発生する大学教員と学生、男性と女性、「援助交際」をする女性に対する好奇の目を向ける男性に対する女性側の自己防衛など、差異と非対称な力関係の中で発生するであろうセンシビリティについて配慮された記述は少ない。
 - (3) オプションとは、追加料金で受けられるオプションのサービスのことである。たとえば、指名料 1000 円、プリクラ 1 枚 2000 円、こすぶれ 2000 円、頭なで 2000 円、あいあいさが 2000 円、写メ 1 枚 1000 円、荷物もち 1000 円、にらめっこ 1000 円、髪型チェンジ(ボニーテール、ツインテール) 1000 円、お手紙 1000 円、ういんく 1000 円、つんでれ 1000 円、変顔 500 円、手つなぎ(18 歳以上) 10 分 1000 円、腕くみ(18 歳以上) 5 分 1000 円、腕つかみ 1 回 1000 円などと記された、店が提示したサービス内容と料金表がある。店は客との接触や個室利用禁止のルールを設けている
- が、こうしたオプションから裏オプションとして性行為に発展することもあるという(仁藤 2014:29-30)。「JK ビジネス」で働く少女たちは、「裏オプションは断ればいい」と考えているが、店で勝手に写真を撮られて店の HP に掲載されたり、知らない間に暴力団関係者の下で働かされたりする人もいるという(仁藤 2014:41-42)。
- (4) 福祉犯罪とは、神奈川県警 HP によれば「少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪」を指す。福祉犯罪は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規則及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反、児童福祉法違反(児童に淫行をさせる行為等)、労働基準法違反(年少者の危険有害業務等)等の法律に違反する犯罪行為だ。福祉犯罪の特質として、潜在的である、複雑多様化する傾向がある、組織的・広域的に敢行されるなどがあり、福祉犯罪被害者は被害意識が薄いと指摘している(神奈川県警察 <https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd5049.htm> 2016 年 10 月 27 日最終アクセス)。
 - (5) 警察庁「児童虐待及び福祉犯の検査状況等(平成 27 年 1 月 1 日から 12 月 31 日)」https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/jidoug yakutai/fukushihan_kenkyo/H27.pdf (最終アクセス 2016 年 11 月 4 日)。
 - (6) 警察庁 2015 年「サイバー補導の現状と今後の取組みについて」<https://www.npa.go.jp/safetylife/syonen/cyberhodou/genjototorikumi.pdf> (最終アクセス 2016 年 11 月 4 日)。
 - (7) 2014 年 7 月 2 日におとり捜査の適否について判断が下された最高裁判所の判決文。裁判例情報 http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/063/050063_hanrei.pdf (最終アクセス 2016 年 9 月 1 日)。
 - (8) 『心的外傷と回復』を記したハーマンは、児童虐待について以下のようにその影響を記している。「児童期に(心的)外傷をくり返しこうむれば、この外傷が人格を形成し変形する。虐待的な環境にはまって出られなくなった子どもは、社会に適応するのが恐ろしいほど大変な仕事になる。子どもは信じることのできない人々の中であって信頼感を持ちつづけ、安全感の存在しない状況の中で安全感を保ち、次に何が起きかわからない恐ろしく予見不能な状況の中でコントロールを維持し、孤立無援な状況の中で力を失わないような生き方を何とかみつけないわけにはゆかない。自分自身の世話をし自分を守ることができないのに、成人側のケアと庇護とがない代わりに自分の自由になる手段すなわち心理的防衛の未熟なシステムを以て埋め合わせをする他はない」(ハーマン 1999:147)
 - (9) 人身取引議定書の第 3 条には人身取引が次のように定義されている。(訳 外務省 HP の和文テキスト(訳文)より)
 - (a) 「人身取引」とは、搾取の目的で暴力その他の形態の強制力による脅迫若しくはその行使、誘拐、詐欺、

- 欺もう、権力の乱用若しくは脆弱な立場に乗ずること又は他の者を支配下に置く者の同意を得る目的で行われる金銭若しくは利益の授受の手段を用いて、人を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することをいう。搾取には、少なくとも、他の者を売春させて搾取することその他の形態の性的搾取、強制的な労働若しくは役務の提供、奴隷化若しくはこれに類する行為、隷属又は臓器の摘出を含める。
- (b) (a)に規定する手段が用いられた場合には人身取引の被害者が(a)に規定する搾取について同意しているか否かを問わない。
- (c) 搾取の目的で児童を獲得し、輸送し、引き渡し、蔵匿し、又は収受することは、(a)に規定するいずれの手段が用いられない場合であっても、人身取引とみなされる。
- (d) 「児童」とは、18歳未満のすべての者をいう。
- (10) 人身取引議定書の草案作成時の売春廃絶派とセックスワーク擁護派による激しい議論が行われた結果、買売春と人身取引は同義語ではないことは、定義の文章に示された (Gallagher 2010:xx)。
- (11) Report of the Special Rapporteur on the sale of children, child prostitution and child HRC/31/58/Add.1, March 31 2016.
- (12) Blue Dragon Children's Foundation HomePage. <https://www.bluedragon.org/meet-the-kids/street-kids/> (最終アクセス 2016年8月31日)。筆者はブルードラゴン子ども財団にて2016年1月に訪問し、ストリート・チルドレンの支援活動内容を見学した。
- (13) 2016年3月28日、タイ、チェンマイのアーサー・パタナー・デック財団にて代表のエーク先生からの聞き取りより。
- (14) 2016年3月28日、タイ、チェンマイのアーサー・パタナー・デック財団にて代表のエーク先生からの聞き取りより。
- (15) ランナウェイ・ユースや若年ホームレスの定義は、「親の許可なしに家出をし、健康や行動、感情などを増進する機会を阻まれ、十分なケアを受けられず、路上もしくは路上に類似するような場所で暮らし、その集団が法的制裁を加えられやすい者」である。(The Runaway and Homeless Youth Act, 2008年版)。
- (16) 研究者ファークソンのホームページより。<http://www.public.asu.edu/~kmfergu6/> (2016年11月4日最終アクセス)
- (17) 開発ソーシャルワーク (Developmental Social Work) は、社会開発研究者のジェームス・ミジレイと従来のソーシャルワークを批判的にとらえるエイミー・コンリーが共著 *Social Work and Social Development Theories and Skills for Developmental Social Work* で理論や概念がまとめられている (Midgley and Conley)。ファークソンの論文もここに掲載された。
- (18) 「精神保健」は日本大百科全書 (ニッポニカ) によれば、メンタル・ヘルス Mental Health で、人々の精神的健康を対象とする学問と実践活動を意味する。つまり、精神的健康の保持・増進を図るほか精神健康障害の予防と健康回復、精神障害の治療およびリハビリテーションを目的とするものである。 <https://kotobank.jp/word/%E7%B2%BE%E7%A5%9E%E4%BF%9D%E5%81%A5-1349763> (最終アクセス 2016年10月20日)。世界保健機構 (WHO) は、精神保健の定義を、「自己の存在に関して肯定的であること、自己の価値と他者の尊厳や価値を信じること、思考、感情、生活管理、冒険など内面的な精神世界の動きに対処する能力のあること、相互に満足できる人間関係を構築、発展、持続する能力のあること、精神的ショックやストレスを自ら癒す能力のあること」としている (WHO 1998)。
- (19) Homeboy Industry <http://www.homeboyindustries.org/> (最終アクセス 2016年11月4日)。
- (20) Ashbury Images <http://ashburyimages.org/products/safety.html> (最終アクセス 2016年11月4日)。
- (21) 2016年3月28日にチェンマイ県のアーサー・パタナー・デック財団にて聞き取りを行った。
- (22) タイでは2005年に教育省規定改正によって外国人児童および無国籍児童が公立学校で学べる制度ができた。

<参考文献>

- 上野千鶴子、宮台真司 1999『買売春解体新書——近代の性規範からいかに抜け出すか』、つげ書房新社。
- 警視庁 2016『いわゆるJKビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する報告書』、いわゆるJKビジネスにおける犯罪防止対策の在り方に関する有識者懇談会。
- 国際人道問題独立委員会 1998『ストリートチルドレン都市化が生んだ小さな犠牲者たち』草土文化。
- 芝原真紀 2009『【タイ】人身取引禁止法の施行』『立法情報』5月号 国立国会図書館調査及び立法考査局。
- 高橋重宏 2002「第1章 子ども家庭福祉の理念」、『子ども家庭福祉とソーシャルワーク』、1-26頁、有斐閣。
- 内閣官邸 2015『人身取引対策に関する取組について』、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/jinsintorihiki/pdf/honbun1.pdf> (2016年10月27日最終アクセス)。
- 内閣府 2016『平成28年 子供・若者白書』。
- 仁藤夢乃 2013『難民高校生』、英治出版。
- 2014『女子高生の裏社会—「関係性の貧困」に生きる少女』、光文社新書。
- 野田正人 2002「第8章 子ども家庭福祉施策の現状と課題 3 非行問題に関するサービス」、『子ども家庭福祉とソーシャルワーク』、287-290頁、有斐閣。
- ハーマン、ジュディス 1999『心的外傷と回復』、みすず書房。
- 福田舞 2009「現代青少年の逸脱行動と背景要因の検討：時間的展望に着目して」『人間文化創成科学論叢』、お茶の水女子大学。

居場所を求める若者たち

- 福富護 1997「いわゆる『援助交際』に対する女子高校生の意識及び背景要因の分析研究」, 財団法人女性のためのアジア平和国民基金。
- 宮木康博 2012「児童の保護とインターネット上のおとり捜査」, 『名古屋大学法政論集』第247号 27-51頁, 名古屋大学。
- 宮台真司 1998「自己決定言論—自由と尊厳」, 宮台真司編著『<性の自己決定>言論 援助交際・売買春・子どもの性』, 249-286頁, 紀伊国屋書店。
- 矢作由美子 2014「サイバー補導の現状と課題～不良行為少年の補導活動の拡大化～」, 『早稲田大学社会安全政策研究所紀要』第7号, 113-140頁, 早稲田大学社会安全政策研究所。
- 湯浅誠 2009『貧困襲来』, 人文社会科学流通センター。
- ユニセフ 2006『世界子供白書』。
- 吉田俊和・安藤直樹・元吉忠寛・藤田達雄・廣岡秀一・斎藤和志・森久美子・石田靖彦・北折充隆 1999「社会的迷惑に関する研究(1)」, 『名古屋大学教育学部紀要』(心理学)43号, 名古屋大学教育学部, 53-73頁。
- Benoit-Bryan, Jennifer 2011 *The Runaway Youth Longitudinal Study*, National Runaway Switchboard.
- Ferguson, Kristin 2010 “Social Development, Social Enterprise, Homeless Youth”, *Social work and Social Development Theories and Skills for Developmental Social Work*, pp.145-166, Midgley, James and Conley Amy eds. Oxford University Press.
- Gallagher, Anne 2010 *The International Law of Human Trafficking*, Cambridge University Press, New York.
- MacLellan, Gerald 2013 An Examination of the Causes and Consequences of Compensated Dating (Enjo-Kosai) in Contemporary Japanese Society, *Journal of Human Environmental Studies. Electronic Edition 6* (『人間と環境 電子版』6) pp.25-37 University of Human Environment.
- Midgley, James and Conley, Amy ed. 2010 *Social Work And Social Development Theories and Skills for Developmental Social Work*, Oxford University press.
- Premjai, Vungsiriphisal 2011 The Challenge of Education Policy for Migration children in Thailand from security standpoints, *Kyoto Working Papers on Area Studies: G-COE series* (2011) 105:pp.1-11, Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University.
- Thollar, Simon 2003 “The emergence of *enjo kōsai* in Japanese society, and whether or not it should be labelled as child prostitution,” 『北海道情報大学紀要』第15巻第1号 15-32頁, 北海道情報大学。
- U.S.Department of State 2016 *Trafficking in Persons Report 2016*.
- World Health Organization 1998 *Nation for Mental Health* (邦訳「精神障害者と家族のために政府および政策立案者がなすべきこと」), World Health Organization, Geneva.